

会議名称	令和5年度第1回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	令和5年7月13日（木） 14時00分から17時15分まで	
場所	杉並区役所 第5・6会議室（西棟6階）	
出席者	委員	内山誠委員、恵羅明子委員、小林公人委員、曾山恵理子委員、山崎正博委員、宇田川ゆうじ委員、おおつき城一委員、奥山たえこ委員、小池めぐみ委員、浅見雄輔委員、佐藤慶浩委員、堀部やすし委員（オンライン参加）、安田マリ委員（オンライン参加）
	実施機関	毛利区民課長、高倉児童青少年課長、千葉学童クラブ整備担当課長
	事務局	武井デジタル戦略担当部長、黒澤情報管理課長、倉島情報システム担当課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> 資料1 杉並区情報公開・個人情報保護審議会〔制度概要・関係例規〕 資料2 令和4年度第5回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録（案） 資料3 令和5年度第1回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項
	当日	<ul style="list-style-type: none"> 会議次第 杉並区情報公開・個人情報保護審議会委員名簿（令和5年7月1日現在） 昨年度までの審議方法及び今年度からの審議方法 令和5年度第1回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項 差し替え資料（該当ページ：40ページ） 参考資料（杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表）

【会議内容】

- 開会
- 委嘱状の伝達
- 審議会委員自己紹介、事務局職員紹介
- 会長及び会長職務代理の選出
- 審議会の所掌事項等について…資料1
- 部会の設置及び部会長等の選出
- 会議録の作成方法及び令和4年第5回審議会会議録の確定について…資料2
- 令和5年度第1回報告・諮問事項について…資料3
- その他
- 閉会

報告・諮問事項審議結果一覧

報告第1号	個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について	報告了承
報告第2号	令和4年度 中央電子計算組織処理状況報告について	報告了承
報告第3号	令和4年度 小型電子計算組織利用報告について	報告了承
報告第4号	令和4年度 杉並区情報公開制度実施状況報告について	報告了承
報告第5号	令和4年度 杉並区個人情報保護制度実施状況報告について	報告了承
諮問第1号	国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について	—
諮問第2号	住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等	—

諮問第3号	情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等	—
一般報告	令和5年度 住民基本台帳ネットワークシステム業務及び情報提供ネットワークシステム業務に係るセキュリティ運用計画等について	報告了承
一般報告	委託事業者サーバーのランサムウェアによる被害について	報告了承
一般報告	マイナンバーを巡る一連のトラブルに関する報道について	報告了承

デジタル戦略担当部長	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまから「令和5年度第1回杉並区情報公開・個人情報保護審議会」を開催いたします。本日はお忙しい中、当審議会への御出席を頂きまして誠にありがとうございます。</p> <p>本日の審議会は、任期満了に伴う委員改選後初めての開催になります。会長が選出されるまでの間、私、デジタル戦略担当部長、武井が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の会議次第に基づいて進めさせていただきます。まず委嘱状の伝達ですが、皆様にお渡しする委嘱状は既に席上に配布していますので、御確認ください。</p> <p>それでは、この度の皆様への委嘱に当たりまして、大変恐縮ですが、私から一言御挨拶申し上げさせていただきます。杉並区におきましては附属機関が様々ありますけれども、この杉並区情報公開・個人情報保護審議会は昭和62年に設置された大変歴史のある審議会です。杉並区は当時から個人情報の保護に関して非常に力を入れて取り組んできました。そうした中で、30年以上にわたり、この審議会において杉並区の情報公開制度や個人情報保護制度を適正に運用していくということについて様々な御意見を頂き御審議いただいたこと、本当に有り難く思っております。</p> <p>そういった中で、本年4月に、個人情報の保護に関する法律の改正法が施行されて、個人情報保護制度については、全国共通のルールにより、取り扱うこととなりました。区としても法の施行に合わせて個人情報の保護に関する条例を新たに制定したわけですが、昨年度までは個人情報保護条例の規定を根拠として、審議会に諮問をしておりましたが、今までのような運用は今後できなくなりました。しかし、このような状況ではありますが、杉並区としては個人情報保護の水準を維持・向上させていきたい、そういう思いがありまして、昨年度も法の趣旨に沿った範囲内で一体どういうことが今後できるのかということで委員の皆様へ御意見を頂き、今年度からは、区の内部で自己点検をしたものを報告させていただき、そこを皆様に見ていただきたいと思っております。</p> <p>今年度は、こうした新たな運用となる最初の年度でございますので、我々事務局も実際のところ試行錯誤しながら、やってみなければ分からないというところもあるのが事実でございます。いろいろ至らない点があると思えますけれども、個人情報保護に関して、これまでの水準を後退させることなく、更に向上させていけるように区としては頑張っていきたいと思っております。委員の皆様から様々なお知恵を頂き、また、様々な御助言・御意見の下に審議会を運営していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、続いて次第の3、審議会委員の自己紹介に移ります。本日の会議においては、堀部委員と安田委員がオンラインで参加いただいております。また、加藤委員、細川委員、氏橋委員、手島委員、宇田川通宏委員の計5名の方が御都合により御欠席という連絡を既に頂いております。席</p>
------------	--

	上に配布しております委員名簿の順に、内山委員から簡単な自己紹介をお願いしたいと思っております。所属・推薦団体とお名前のみで結構でございますので、順番に自己紹介いただければ有り難く思います。では内山委員、よろしく願いいたします。
(各委員の自己紹介)	
デジタル戦略担当部長	皆さん、ありがとうございました。続きまして、事務局の職員につきましても紹介させていただきたいと思えます。
(事務局職員の自己紹介)	
デジタル戦略担当部長	次に、次第の4、会長及び会長職務代理の選出に移らせていただきたいと思えます。まず、会長の選出でございますけれども、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第4条第1項には、会長は委員の互選によると定められておりますが、いかがいたしましょうか。会長への立候補、あるいは、この方が会長になられたらいい、そういった御意見がございましたら御発言をお願いいたします。
内山誠委員	前期の審議会においても、会長として適切に会議を進行されておりました佐藤委員に今期もお願いしたいと推薦いたします。
デジタル戦略担当部長	ありがとうございます。内山委員から、佐藤委員を推薦する御発言がありました。佐藤委員を会長にということで皆様、よろしいでしょうか。
(異議なし)	
デジタル戦略担当部長	それでは、佐藤委員に会長をお引き受けいただきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。では、佐藤委員は会長席にお移りいただきまして、以降の進行は会長をお願いしたいと思えます。会長から、一言御挨拶をいただけますでしょうか。
会長	<p>ありがとうございます。ただいま皆様の御推薦を頂き、会長となりました佐藤でございます。よろしく願いいたします。前期も会長をさせていただいておりましたけれども、引き続き会長を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>引き続きまして、会長職務代理の選出でございます。会長職務代理は、会長に事故があるときに代わりを務めさせていただく方でございますが、審議会条例第4条第3項により、会長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきます。つきましては、杉並区の法律相談において弁護士として区民の方とも交わりのある浅見委員をお願いしようと思えますので、どうぞよろしく願います。では浅見委員、どうぞこちらの職務代理席にお越しく下さい。</p> <p>次の次第5に移らせていただきます。審議会の所掌事項等について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
情報管理課長	(審議会の所掌事項について説明する。)
会長	ただいまの説明について御質問はありますか。
小池めぐみ委員	審議会の概要の守秘義務のところなのですが、「審議会の委員は職務上知

	<p>り得た秘密を漏らしてはならない」というようになっています。議事録なども作成されると思うのですが、どういったことが秘密に当たるのでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>秘密についてでございますけれども、本体の審議会につきましてはもちろん公開となっておりますし、議事録も詳細を公表してございますので、この審議会についての秘密ということについては特段ございません。ただ、審議会が設置する部会の中では、区の情報システム、セキュリティに関する議論がなされるようなことがございますので、そちらについては議事録等はセキュリティの観点から公表していません。委員の皆様については部会の傍聴がもちろん可能でございますが、そこで知り得た情報については外部に漏らしてはならないということでございます。そういった意味で守秘義務の項目が定められているということでございます。</p>
会長	<p>基本的には、秘密というのは、秘密と指定されたものが秘密です。この部会では余り秘密という言葉は使わずに、部会有的时候には「今日の審議は非公開です」というように宣言していますので、非公開と言われたものが概ねは秘密と認めていただいて、従来であれば足りると思います。ただ、過去には事例はありませんが、今後、もしかしたら特殊な事情で、「ここは秘密です」と指定することがあるかもしれません。ほかに、オンラインの方はよろしいでしょうか。オンラインの方は、質問があるときには画面上で挙手をしていただければと思います。</p> <p>では、特にないようですので、次の次第6に移らせていただきます。審議会条例第7条の2第1項に基づき設置する部会について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
情報管理課長	<p>先ほど審議会の制度概要の項目でも御説明を申し上げたところですが、これまで審議会条例第7条の2第1項に基づき設置された部会としまして、特定個人情報保護評価第三者点検部会、住民基本台帳ネットワーク・情報提供ネットワークシステム運用監視部会、杉並区個人情報保護条例の改廃等に向けた基本的な考え方検討部会という3つの部会がございます。</p> <p>条例の改廃に係る検討部会は、昨年度のみでの設置でございますが、第三者点検部会については特定個人情報の取扱いについて、運用監視部会においては、住民基本台帳ネットワークシステム、また、情報提供ネットワークシステムに関する適正な運用について、情報セキュリティの専門的な知識に基づいて継続して御審議を頂いてまいりました。これらの2つの部会の所掌する事項については、引き続き部会において事前の御審議を頂き、その結果を踏まえて審議会にて審議、答申を頂ければと考えてございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。今、事務局から説明がありましたように、諮問の内容によっては検討に時間がかかるもの、専門的な識見を必要とするものがあります。そうした案件については、その場で答申を行わずに、審議会の開催日とその次の審議会開催日との間の日程で専門の部会を開いて、時間をかけて検討し、その結果を受けて改めて審議し、結論を出すという</p>

	<p>方法を取っています。</p> <p>事務局からの説明では、第三者点検部会及び運用監視部会については、これまでどおりの運用としてもらいたいとのことですが、御意見、御質問はありますか。特になさうですので、事務局から説明のあったとおり、審議会の部会として、特定個人情報保護評価第三者点検部会及び住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会を設置することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
(異議なし)	
<p>会長</p>	<p>続いて、特定個人情報保護評価第三者点検部会及び住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会の部会長及び部会の委員について、こちらは審議会条例第7条の2第2項に基づき、会長が指名することになっています。まず、第三者点検部会の委員ですが、これまで当審議会の学識経験者で構成していたので、学識経験者の浅見委員、加藤委員、細川委員、私の4名で部会を構成したいと思います。部会長については、引き続き私のほうで担当したいと思います。</p> <p>続いて、運用監視部会の委員ですが、こちらについても、これまで当審議会の学識経験者で構成してきたので、引き続き学識経験者の4名で部会を構成したいと思います。部会長については、こちらも引き続き私のほうで担当したいと思います。それから、審議会の委員の皆様は、これらの部会を傍聴することができますので、御都合がよろしい場合には、是非傍聴していただきたいと思います。</p> <p>次に、次第7に移ります。では、議題となりますが、本日は次第としてお配りしてありますように、前回の会議録の確定を行ってから報告・諮問案件の審議をしてみたいと思いますので、よろしくお願いします。初めに、会議録の作成方法及びお手元の資料2の令和4年度第5回の会議録について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>情報管理課長</p>	<p>最初に、会議録の作成方法について、御説明をさせていただきます。会議録については、会議録の案を次回の審議会開催日の1週間ほど前に、審議会の資料と合わせて皆様にお送りさせていただきます。そして、審議会において、会議録の案の内容について御了承いただき、確定するという方法を取っております。現在、お手元には、前回、令和4年度第5回の審議会会議録の案があるかと存じます。本日、案を確定しまして、審議会の終わりにお配りをさせていただく予定でございます。</p> <p>次に、昨年度までは、会議録の作成に当たり、発言者が委員の部分については、お名前ではなく委員という記載の仕方をしておりましたが、今年度開催の会議録からは、審議会の議論を広く公開してみたいという観点から、委員名を記載した議事録としたいと考えております。</p> <p>次に、要約版の会議録の作成について、事務局から提案させていただきたいと思います。先ほど御説明いたしましたとおり、当審議会では、次回の審議会で会議録を確定させまして、その後、ホームページなどで公開を</p>

	<p>するというので、会議録の公開に若干の時間を頂いていたところです。開催スケジュールによっては、1か月超かかってしまうこともあることから、詳細版の会議録とは別に、要約版の会議録を作成しまして、なるべく速やかに会議録を公開してまいりたいと考えております。この要約版に記載する内容としましては、開催日時、出席者の方の情報とか、あとは各案件の審議の結果、どのような議論があったかということの概要となります。少しでも早く多くの方に審議会の内容を知っていただきたいと考えております。審議会で確定する会議録への委員名の記載と、要約版の会議録の作成及び公表について、御意見を頂ければと存じます。事務局からの会議録の作成方法等についての御説明、提案については以上です。</p>
会長	<p>事務局から会議録の作成方法について、説明と提案がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p>
奥山たえこ委員	<p>私は、議員枠で出ていますので、議会と同じように個人名を明らかにして発言することは全く差し支えないというか、むしろそうしていただきたいと思っていますので、今回の変更についてはうれしく歓迎しています。</p> <p>一方で、過去、例えば学校関係でありますとか、各種団体でありますとか、団体推薦で出席している中で、個人の発言をすることについて差し障りがあるといった御発言があったことを記憶しています。そういったことについて支障はないのかどうか。若しくは、そういう場合があったとすると、何か手立てがあるのか。名前が明らかになるならば、発言を控えようといった場面があるかもしれませんが、その辺は事務局としてはどうお考えでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>今、奥山委員から御意見がありましたとおり、数年前のこの審議会で、そのような経緯があったということは承知しております。その結果として、現在、審議会の会議録が、個人名を伏せたような形となっていることと理解しています。</p> <p>一方で、この審議会については、区長の附属機関であるという性質でございますので、区政の重要なテーマについて、御議論、御審議を頂いておりますので、委員の皆様におかれましても、いろいろな団体の方がいらっしゃるのも承知をしておりますが、会議の性質から考えて、発言についてはそれなりに重みのあるものになってくると考えておりますので、事務局としては委員名を公表する形で議事録を作成したいと思っておりますが、委員の皆様から御意見を賜りたいと存じます。</p>
会長	<p>今の説明を受けて、御意見や確認事項はありますか。</p>
(異議なし)	
会長	<p>特に御異議がないようであれば、事務局からの提案のとおりに進めてまいりたいと思います。あと、要約版は、会議が終わったら速やかに要約版が出て、その後従来どおりのものが出る形になります。特に会議で使われた資料などは、かなり短時間の間に公開になると理解しております。特に要約版が出たから、詳細版が従来よりも情報量が減ることは全くなく、</p>

	<p>あくまで資料公開などが早めのできるものだと理解しておりますので、このような形で今後は進めてまいりたいと思います。</p> <p>続いて、令和4年度第5回の会議録についてですが、まず事務局から修正や補足説明はありますか。</p>
情報管理課長	修正、補足等はございません。
会長	それでは、委員の皆様から、会議録について御意見等がありますか。
安田マリ委員	<p>前回の議事録の2～3ページにわたって公民連携プラットフォームについてという内容があり、これは報告第16号、諮問第59号から第61号に関わることかと思えます。その中で、容姿という表現について検討するという御回答があるかと思えますが、検討の進捗状況が分かれば教えていただきたいと思ひまして、お伺いします。</p>
情報管理課長	今の御質問があった所については、引き続き事務局として検討を続けているところです。
会長	ほかに御意見はありますか。
奥山たえこ委員	委員のお名前の示し方ですが、今現在は名字だけになっています。例えば初回だけは出席者の名前をフルネームにするとか、そうしていただいたほうが間違わないと思ひます。それから、後世になって調べるときに分かりやすいということもあると思ひますので、少なくとも初回はフルネームで記すということは可能でしょうか。
情報管理課長	ただいま御意見を頂いたところについては、確かに会議録に記載したときに、どなたが御発言なさったかが、誰が見ても一意で分かるように、表現は事務局で工夫をさせていただきたいと存じます。
会長	<p>御意見ありがとうございます。ほかにありますか。では、ないようですので、令和4年度第5回の会議録については、確定とさせていただきます。</p> <p>次に、次第8に移ります。報告・諮問事項の審議に入ります。それでは、デジタル戦略担当部長、諮問文を読み上げてください。</p>
デジタル戦略担当部長	(諮問文を読み上げて会長に渡す。)
会長	<p>ただいまデジタル戦略担当部長から諮問文を受けました。さて、当審議会では審議の進め方について従来からルールがありますので、委員の皆様方に是非、御協力を頂きたいと思っております。今回、審議会委員の任期が改まり、新しく委員となった方もいらっしゃいますので、ルールについて改めて説明いたします。</p> <p>まず、質問と意見を分けて審議をするということです。当審議会の意思を明確にするために、質問と意見を分けて発言をお願いしております。事務局からの説明を聞いた後、まず御質問を伺います。その後に御意見を伺うという順番で議事を進行いたします。</p> <p>次に、発言の際の留意事項です。発言者がどなたなのかを明確にするために、発言の際は挙手をしていただき、私、会長から指名されてから発言するようにお願いいたします。審議会委員については私がお名前をお呼び</p>

	<p>します。説明に応ずる実施機関、事務局の説明者は挙手した後、御自分で機関名を名乗ってから発言をお願いします。指名を受けた審議会委員と説明者との間での一連のやり取りについては、発言のたびに挙手をする必要はありませんので、そのまま継続してください。説明者が異なる場合や、異なる質問や意見に変えるときに改めて挙手と指名を受けるようにしていただければと思います。以上の点に御留意していただいて、効率的に議事が進められるよう会議の進行に御協力をお願いいたします。</p> <p>それでは会議次第の裏面、「報告・諮問事項」の一覧の順に従って進めていきたいと思いますが、事務局から補足の説明はありますでしょうか。</p>
<p>情報管理課長</p>	<p>冒頭に御紹介したとおり、当審議会ではオンラインによる会議参加も実施しております。オンラインでの参加委員におかれましては、発言時以外はマイクをミュート状態にさせていただきよう、お願い申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>では、初めに、報告第1号、個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の取組状況については、昨年度まで当審議会に個別に報告・諮問されていた個人情報の取扱いに係る類型的な案件が、改正法の施行により今年度から諮問ができなくなったため、個別の業務についての審議ではなく、それらについての区の内部での自己点検の取組状況を審議会に報告していただくことにしたものです。</p> <p>この報告方法は昨年度、条例の改廃検討部会での議論を踏まえ、審議会として答申したものです。昨年度までの審議会のように、個別の業務について御質問や御意見を述べていただくことができなくなる中で、個人情報保護の水準を維持するために取り得る方法を検討、議論し、審議会としてそのように結論を出しました。どのように変更したかについて図を用意しましたので、図を使って説明いたします。</p> <p>資料番号などはないのですが、上下2つ、図が描いてあるポンチ絵の資料を御確認ください。「昨年度までの審議方法」と「今年度からの審議方法」と見出しが付いている図です。</p> <p>まず、昨年度までの審議方法は、個別業務というのが左にあります、個別業務それぞれに関して報告・諮問事項説明書というものをそれぞれの担当課が用意してくださって、それを右側にありますが、情報公開・個人情報保護審議会に対して報告・諮問をしていただいております。それに対して当審議会では質問や意見を述べるというような形で個別に取り扱っていたというのが従来のものです。当審議会は、灰色に塗ってある部分、個別の業務、それから提出された報告・諮問事項説明書などに関して質問や意見を述べるというものでした。これが先ほど部長からも御説明がありましたとおり、法律上、この審議会が個別の業務に関しての審議をしてはいけないということになりましたので、この方式での審議ができなくなりました。</p> <p>それに対して先ほど少し申し上げましたが、当審議会では条例の改廃検討部会というものを設置して、これに対して今後どのように審議するのか</p>

検討しました。一番簡単な例としては、特段、個別業務に関しては取り扱わないというのがありますが、当審議会は個別業務は扱わないけれども、今年度から新たに、図の下のほうを少し御覧いただければと思うのですが、各個別業務に関しては自己点検表というものを作成していただいて、それを区の内部組織であるデジタル・セキュリティ部会というものを設けていただいて、デジタル・セキュリティ部会に対して各個別の業務の自己点検表を報告していただいて、デジタル・セキュリティ部会において部会点検というものをしていただくという形にしました。このデジタル・セキュリティ部会が行っている点検内容を当審議会に報告していただいて、この点検内容に関して審議をするという形で、間接的にこの個別業務に関してのことを改善していくというところに結び付けることにしました。

この後、実際の審議で出てまいります、デジタル・セキュリティ部会からは、部会点検取組状況報告、自己点検表様式、それから質問・意見等の類型、この部会点検としてどういう質問をしたのかや、どういう意見を述べたのかというものをまとめた表が作成されますので、その内容を当審議会に御報告いただいて、このやり方に関して当審議会では審議をします。

ですから、先ほど申し上げましたとおり、個別業務の報告・諮問事項説明書等に関しては、当審議会が直接、質問あるいは意見をすることは基本的には法律上認められなくなりましたので、これに代わるものとして、今年度からの審議方法を新たに設けました。

そのため、報告第1号についてこれから御審議いただきますが、留意していただきたいこととしては、個別の業務について、例えば「この業務において「〇〇」という個人情報項目を委託先に取り扱わせる理由はどうなのか」や、あとは「この業務内容だと「〇〇」という個人情報を保有するはずだから、個人情報項目として個人情報登録票に記載すべきだ」のような、個別の業務に関しての御質問や御意見は、当審議会が個別案件の報告・諮問を受けていると誤解される可能性があり、法の趣旨を踏まえた審議会運営から逸脱するおそれがあるので、控えていただくようお願いいたします。委員の皆様におかれましては、このような報告方法となった経緯を踏まえて、内部点検の方法、点検項目や内部点検に使用している自己点検表といった内部点検の取組内容等に関しての御質問、御意見を頂きますようお願いいたします。

まだ報告第1号を聞く前なので、具体的なイメージが湧かないかと思いますが、この後、報告第1号についての説明をしていただきますので、その後、御質問と御意見を伺いますけれども、そのときにはこのポンチ絵、図をもう一回見直していただいて、審議ができる範囲が限られているところを踏まえて聞いていただければと思います。それでは、報告第1号について事務局から説明をお願いいたします。

報告第1号

情報管理課長

(案件について説明する。)

<p>会長</p>	<p>では、先ほど申し上げたとおり、個別業務への審議ではなく、デジタル・セキュリティ部会が行った内部点検の方法や点検項目、内部点検に使用している自己点検表といった内部点検の取組内容について、審議をしていきたいと思います。今回、この方式での報告は初めてだったので、主として取りまとめ表のほうを御紹介いただきましたが、多分分かりやすさとしては、今回配布された参考資料を順番に横に置いて、該当する参考資料の場所を見ながら聞いていただくと、より分かりやすいかと思いますので、次回以降事務局はそういう形で、参考資料を少し参照するように促していただいで進められればいかと思います。</p> <p>報告書の最後に、どういう対応を行ったのかという表があると思います。当審議会の審議は、どちらかと言うと、ここを見ながら行う形になります。それから、今回からどういうことをデジタル・セキュリティ部会が部会点検として質問したのか、どういう意見を述べたのか、その意見に関して担当課はどういう対応をすると答えたのかということが、その表の中で一覧になっているわけです。この質問項目が、こういうことも質問したほうがいいのかとか、その意見に対しては、こういう意見も述べたほうがいいのかというところに関して、こちらの審議会としても意見を述べるができますので、そのような形で進めていきます。</p> <p>現状の取りまとめ表については、先ほどの部長のお話から、本来はこの審議会が設置されてからの30年間、全ての審議会委員が述べた発言を類型化してまとめてあれば、それに沿って部会点検も行えたのですけれども、御覧いただいでお分りのとおり、そこにまとめてあるのは、今回の分を類型化しているものです。今後、この類型表をどんどん継続して蓄積していくことで、部会点検に漏れがないような形に改善をしていきたいという趣旨で、これを作成しております。対応方法に関しては、どちらかと言うと対応結果を類型化するというより、対応するようになった場合は区がやるのか、業務によっては委託先がやるのか、それから委託の特殊な例かもしれませんが、東京都や国が委託先になっているような場合に関してというように分けています。</p> <p>今回の御報告の中には1個もありませんでしたが、意見は出たけれども、何かの事情でそもそも改善できないという場合もあるかというところで、念のために改善できない、困難という項目も一応私から提案しています。本来は、あってはいけないことですが、場合によってはそういうこともあるかなということで、類型化の表のほうにはそちらを提案しております。質問と意見等に関しては先ほど申し上げたとおり、過去の審議内容を全部類型化表で作ったのではなくて、今回からこれをどんどん充実させていくという形にしていきたいと思っていますところでは、ただいまの事務局からの説明等について、まず御質問を伺いたいと思います。御質問はありますか。</p>
<p>小池めぐみ委員</p>	<p>法律改正によってこれまでのような諮問が、この審議会できなくなっ</p>

	<p>てしまったことに関して、職員の皆さんはどのようにお考えになっているのか率直な意見をお聞かせ願いたいです。</p>
情報管理課長	<p>今頂いた御質問ですけれども、事務局としてはこの間、審議会でこれから個人情報を取り扱う事業を行いますというときは、このような審議会の場で皆さんに御意見、御審議いただきながら、了承を得ながら進めてきたというところがあります。改正個人情報保護法によって、杉並区だけではなく、全国的にそれができなくなったという事情があります。自治体によっては、もうこういった審議会のような組織体はかなり縮小してしまう、あるいは年に1回か2回開くだけという自治体もあると聞いております。</p> <p>我々としてもこれまで個人情報保護水準の向上に大きく寄与してきたのが、この審議会であると認識しており、我々も昨年度、審議会の下に部会を作ったというお話を冒頭にさせていただきました。これまでの審議ができないとするならば、どういう方策が取り得るのかというところを検討してきました。我々としても一番いいのは、これまでと同じような審議会での諮問の仕方ができればいいわけで、そういう認識でおります。</p> <p>ただ、それができないという中で、苦慮の策と言いますか、法の範囲内でどこまでできるかというのが、今回のような自己点検表を作って、内部の会議体を設け、そこでしっかりと点検をするということです。内部の会議体においても今年度から、庶務を担当する管理職級の職員と、個人情報保護の実務に明るい職員を交えて内部点検を行っております。個人情報保護委員会に対して、改正個人情報保護法の下で、区がどのように対策をしていくかという相談を何度かした際に、やはり内部の点検の際には、第三者を入れてはならない。要するに、審議会のように、区民の方や有識者の方などは入ってはならないという見解が示されました。そういうことで、やはり区の職員でやるしかないというところで自己点検表を作りました。</p> <p>もちろん、今回が初めての報告というところで、報告の仕方も含めて今後、いろいろ改善をしていく余地はあるかと思っております。正直なところ、区としては困惑しているところもありますし、以前からこの審議会に参加されたことのある委員の皆様にとっても、いろいろ思うところがあるのではないかと思っております。</p>
小池めぐみ委員	<p>今のことに関わりますが、内部の会議体というのがデジタル・セキュリティ部会ということですよ。これがこの審議会に紐づいているわけではなくて、どこに所属していて、誰がメンバーなのかというのを教えていただいてもよろしいでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>デジタル・セキュリティ部会については、事務局は情報管理課が担っております。そのメンバーについては、庁内の各部の庶務担当課長がメンバーとなっております。また、先ほど個人情報保護の実務などに明るい職員という言い方をしましたが、メンバーとしては区の職員団体の職員が入っています。その職員とは、これまでも審議会前の案件整理の際に協議を行ってまいりました。これまでもいろいろな意見をもらってきたところがあ</p>

	<p>りますので、知識や経験のある職員に入ってもらって、そのメンバーで点検をしています。</p>
<p>会長</p>	<p>次の質問もあるかと思いますが、今回、新しい区民委員の方がいらっしゃいますので、杉並区における個人情報保護の取組の仕方に関して、御紹介しておきます。そもそも個別業務があって、それを同じ区役所内のデジタル・セキュリティ部会が自己点検をすることに、何の意味があるのかと思われるかもしれません。区役所の職員が作ったものを、同じ職員が点検するというのですから。</p> <p>ただ、それにはどういう効果があるかと言いますと、先ほどのポンチ絵を見ていただければと思います。まず「昨年度までの審議方法」を使って御紹介します。左側に「個別業務」というのがあります。この絵では3個しか書いてないですが、今日だと12個の業務があったわけです。</p> <p>そのそれぞれに所管課がありますので、左側の「個別業務」と書いてある所に、それぞれの所管課があるわけです。自己点検表が参考資料の1枚目の一番上にあるかと思いますが。その裏に、個人情報登録票というものがあると思います。この個人情報登録票というのは、杉並区が自主的に作成しているものです。ですから、個人情報に関わると思われる事務があった場合に、杉並区では個人情報登録票を作成して、その業務に関してどういう個人情報に関わることになるかといったことを起票しています。</p> <p>続いて、報告（1）のケースだと外部委託があるので、外部委託記録票というものを作っているのです。これらを所管課がそれぞれ行っています。これは国のものではなく、杉並区が主体的に作成している帳票です。</p> <p>先ほどのポンチ絵に戻ってください。それを「個別業務」と書いてある所管課がそれぞれ作るわけですが、所管課がこれをやることになる頻度というのは、そんなに多くはないのです。1つの所管課において、恐らく多くて年に1回、部署によっては数年に1回ぐらいしか発生しません。そうすると、ここでは帳票の書き方のノウハウが、その所管課の中にはなかなか蓄積されにくいです。</p> <p>それに対して今年度からの審議方法というのは、それをデジタル・セキュリティ部会に自己点検表と添えて報告することで、この中で点検をしていきます。このデジタル・セキュリティ部会というのは今回、1回目が開催されたわけですが、1回で12個の審議をしているわけですね。そうすると、帳票の正しい書き方のノウハウが、ここに12倍以上の速度で蓄積されていきますから、それをここで回していきます。その部分に関してこの審議会で、デジタル・セキュリティ部会が行っている、個人情報の自己点検に関する内容を、こちらが意見を述べるという形で改善していくモデルを作りました。</p> <p>最後にまとめの表があったかと思いますが。本来であれば、そこに質問の項目などがあると思うのです。例えば、先ほどの報告（2）の手續に関して、町名が個人情報として漏れていたという意見が出て、町名を追加して</p>

いますよね。このようなことも昨年度までの審議方法では、ここの審議会にそれぞれの所管課の方に来ていただいて、個別の業務を報告して、委員のほうで気が付いたこと、例えば、町名も個人情報の項目として入れたほうがいいのではないかとということ指摘していたわけですね。

ただ、従来の審議会の場合は、率直に申し上げると、委員が気付いたものをその場で自由発言をしていたのです。そのため、委員がある時は町名のことを気にしたけれども、次の会議では町名のことは見過ごしていると、町名が漏れ出てしまいます。この部分をデジタル・セキュリティ部会の中で、今の類型表に蓄積していく形にして、漏れを防いでいくというのが、先ほどの条例の改廃検討部会で考えられた仕組みです。ですから、審議会の委員が直接個別案件の審議をするのではなく、個別の案件をデジタル・セキュリティ部会の方々が点検していただいたものを見ながら、そここのところに類型をまとめていくことで、漏れない形にしていくのです。

そこで先ほど申し上げたのは、一番丁寧に取り組むには、本当は過去30年分の全審議を類型表に落とし込むと、少なくとも過去30年の間で委員の方が気付いたことを全部、点検表に入れられるのです。しかし、なかなか大変なボリュームの作業になるので、出発点としては今後のものに関してやっていこうというところでやれば、区の負担もそんなに大変ではないのではないかと考えているので、これをまずやっていきたいと考えているところです。これが今年度からの審議方法です。

区の職員がやっていることを区の職員が点検しているということだと、そんなに意味がないのではないかとと思われる方もいるかもしれませんが、今申し上げた形で、これは非常に効率的にできます。正直に言うと我々委員は、この会議体に来て、気付いたことを気付いた範囲で、気になったことを口だけで言うのです。職員の方が点検すると、業務としてやっていきますので、正に次回から町名が漏れるということはなくなるのですよね。ここの審議会で「町名が漏れたでしょ」と言っても、次の審議会で誰かがそのことを見落としていると、また町名が漏れることがあるかもしれないのですが、区の職員の方が業務としてやっていきますと、次回以降、もう町名が漏れることはなくなります。

一長一短はあるのですけれども、どちらかというに一長のほうを先に申し上げた形です。そのような形でデジタル・セキュリティ部会において、部会点検取組状況報告や自己点検表の様式について、もう少しこういうことを書かせたほうがいいのではないかとというものがあれば、こちらの審議会が自己点検表の様式を改めることについて意見できますし、今申し上げたように、意見等の類型みたいなことで、こういう観点の意見も部会点検で行ったほうがいいのではないかとことを言えば、それを類型の中に入れていくことができます。その類型表が、結果的には点検のチェックリストみたいな形になることを目指しているというところが、昨年度の条例の改廃等検討部会の中で考え出された改善方法です。それを私のほうから

	<p>付け加えさせていただきましたが、私の説明も含めて、もし追加で御質問があれば、まずは御質問を受けたいと思います。</p>
奥山たえこ委員	<p>御報告の(1)についてです。何をどうするのがよく分からないので、こういうものこそ、正にポンチ絵か何かで示していただければ良かったのではないかと思います。今回の報告(1)は、今まで口座振替をしようと思うときは、紙に書いてそれを送ると職員が見て入力して、その口座が正しいかどうかを確認すると思うのです。今回はそうではなくて、もう自分で口座の情報を入力する。すると、その情報がどこかに流れて行って、今度、それが正しい口座情報であるかどうかを確認するというようになりそうですよね。今、私たちが銀行で振込みをすると、相手方の口座を入れると、もう向こうのものが出てきて、口座が正しいのかも分かるわけですよね。</p> <p>ということは、例えば私がこれから口座振替をしようすると、その情報が銀行かどこかのサーバーにつながっていて、そこと照合するみたいですよ。そうすると、そこと区との関係が、最終的には区のほうに情報が行くわけだけども、正しければその人の口座から、これから何々の金額を引き落としますというようにするわけです。しかし、その仕組みがよく分からないのです。そこがシームレスになるとまずいのではないのでしょうか。ファイアウォールか何か、そういうものがきちんとされているかどうかがよく分からないのです。今までだったら口座振替の紙1枚で済んでいたものを、確かに職員が入力するより初めから入力したほうが、非常に効率的だということは分かるけれども、大丈夫かなと、素人ながら非常に不安なのです。その御説明をお願いします。</p>
情報管理課長	<p>従来は、奥山委員が言われたように、紙で口座振替の依頼書を書いていて、例えば役所かどこかに出して手続をしているのです。本案件の仕組みについてはインターネット上で区民の方が「私は、この税について口座振替をしたい」となったときに、区民の方御自身がお名前、御住所、金融機関、口座番号という内容を入れて、入れた内容が事業者の専用回線を通じて、事業者のサーバーに蓄積されていく。当然、金融機関との照合も必要ですから、事業者と金融機関との間で照合作業が行われます。そこで確認がされたものについて、事業者から専用回線を通じて届くという仕組みです。今、セキュリティということもありましたけれども、ここについても専用回線を使っているのです。そこも担保されている仕組みを通じて、このやり取りが展開されると聞いております。</p>
奥山たえこ委員	<p>今、専用回線という御発言があったけれども、それはLGWANのことかと思えます。LGWANというのは行政機関同士の通信であって、ほかは入らないから間違いがあったり、ハッキングされたりしませんと聞いていたのです。私が今、このことを聞いたのは、まず私がどこのインターネットにつないでいるか分からないけれども、その情報をどこかにつないで、銀行のサーバーか何かと照合するわけですが、そこはLGWANではないです</p>

	<p>よね。それから、そこで得られた情報が今度は区のほうに流れるわけですよ。区に流れるということは、それは LGWAN かと思うけれども、金融機関と杉並区が LGWAN で結ばれるのですか。その辺がよく分からないし、素人ながら非常に不安です。そこの御説明をお願いします。</p>
情報システム担当課長	<p>今、LGWAN を使うと言われたところの先に LGWAN-ASP というものがあります。そちらがコンビニ収納の代行サービスセンターで、LGWAN に接続している業者なのです。LGWAN に接続できるのは、J-LIS(地方公共団体情報システム機構)が認めた業者で、ASP サービスを使っている業者、使える業者です。</p> <p>繰り返しとなりますが、J-LIS が認めた業者だけが接続できるようになっています。接続するためには委員もおっしゃるとおり、セキュリティについては相当厳しく設けています。J-LIS が定める、いろいろなシステムとセキュリティ対策の基準を遵守している所だけが LGWAN-ASP としてサービスを提供できます。LGWAN-ASP から、LGWAN 回線を使って区のほうに情報がやり取りできるという仕組みになっていますので、セキュリティのほうは特段、問題はないと考えております。</p>
奥山たえこ委員	<p>J-LIS は多分、前よりかなり位置付けが変わってきていますね。以前の住基ネットのときなどは、自治体が委託をして、委託をするかどうかは任意だったけれども、最近では委託どころではなくて、J-LIS を通さないといけないような、非常に格上げされたというイメージを持っているのです。ただ、J-LIS というのは相変わらず、別に国の機関ではないですよ。J-LIS がお墨付きを与えましたから大丈夫ですよと言われても、何かよく分からないのです。</p>
情報システム担当課長	<p>J-LIS は国及び地方公共団体の共同で運営する法人といったところが、まず1つありますので、厳格な機関だと考えております。繰り返しになりますが、LGWAN は専用回線ということで、地方公共団体同士を結ぶ回線であり、セキュリティをしっかりと担保しています。そこに加えて LGWAN-ASP というところで、J-LIS が認めた業者が接続できます。LGWAN-ASP には、本当にいろいろな規定があり、セキュリティの規定についてしっかりと遵守し、接続しているので、セキュリティのほうはしっかりと担保されているものと考えております。</p>
奥山たえこ委員	<p>やはりまだよく分からないのです。LGWAN-ASP というのがよく分からない。それは聞いても分からないからいいのですけれども、私が「これをお願いします」と言った口座があるかどうかを、銀行の口座にきちんとつないで調べるわけですよ。そうすると、銀行のサーバーにつないでいくと思うけれども、銀行のサーバーというのは、もしかしたら自治体よりも、もっと強固で、万が一にもそこに誰かが入ってきたりすると大変なことになってしまうわけですし、時々止まったりすると大変なことになるわけです。そことつなぐことになるわけですか。</p>
情報システム担当課長	<p>基本的に接続する際には、委員御指摘のようなリスクも当然考えて、フ</p>

	<p>アイアウォールといったネットワーク機器をしっかりと設備して、外向けと内向けというところは、専用の通信でしかできないといった対策をしっかりと取っているという認識です。そういったことを遵守しなさいというのは、J-LIS のほうが LGWAN-ASP の事業者に対して設けていますので、基本的なセキュリティ対策はしっかりと取れているというように認識しております。セキュリティのところについては、必要であれば今後、ポンチ絵なども考えていきたいと思います。</p>
<p>奥山たえこ委員</p>	<p>分かりました。多分何かがあって困るのは銀行のほうだろうし、杉並区も困るわけです。こちらはただ単に、今までは紙を出せば良かったものが、インターネットで入力すれば、職員も照合する手間がなくなる。これがものすごい手間だというのは私も分かるのです。10万円の特別振込みのときなども、わざわざ通帳のコピーなどを出して、それがきっちりできないと振込みができないというので、非常に手間だと思いました。それをこちらが入力すればいいというのは、簡単でいいとは思いますが、そのたった1つの簡単なもののために、大変な山を越えているような気がして、大丈夫ですかというように、不安なままで聞いただけです。今「大丈夫です」と言われたけれども、断言してくださったのか分からないなと思っています。</p>
<p>情報管理課長</p>	<p>セキュリティについては今、説明申し上げたとおり、そこはしっかりと確保されていると考えておりますけれども、セキュリティの担保については、ポンチ絵という話もありましたように、今後、少しでも御理解が進むように、事務局としても資料の工夫等は、必要に応じてさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>今、事務局から御回答があったのですが、余りそれをやり過ぎて国から、個別の案件の審議をしているのではないかという誤解を受けると、この審議会そのものの活動が、国によって制限されて本末転倒になってしまいます。ですから、この審議会でやるとしたら、ポンチ絵まで入れていただくと言うよりは、先ほどのもので言えば質問事項として、必ず情報セキュリティ対策がどうなっているかを質問するという類型として、項目を用意していただいた上で、それをデジタル・セキュリティ部会の方に、ポンチ絵の内容が適正かを判断していただいて、判断したものをこちらに報告していただくということにしていきたいと思います。</p> <p>奥山委員からすると、ちょっと歯がゆいかもしれませんが、これを余りやって、「杉並区のこの審議会は問題があるんじゃないか。停止しなさい」と言われて全部止まってしまうと、本末転倒だと思いますので、そこは少し様子を見ながら進めていきたいと思います。</p> <p>ただ、今聞いていて思ったのは、個別のことに関しての質問はありかと思いましたが。なぜそうなっているのかという、理由の妥当性みたいなところを聞き始めると審議ですが、今御質問いただいたように、「連携の仕組みはどうなっているのですか」というように聞く限りにおいては、個別に第</p>

	<p>三者が審議していると言うよりは、単に質問をしているだけなので、この範囲でなら今後も気が付いたときに質問を頂くと。ただ、そこに対して、「それでは不十分じゃないですか」と一言言ってしまうと、いろいろと物議を醸してしまうかもしれません。</p> <p>最初は少し慣れが必要だと思います。私も気付いたときにはその場で口を挟みますので、基本的に個別のものに関して質問はしてもいいかと、今聞いていて思いました。そこで意見を述べたりしてしまうと、少し問題になるかと思うのですが、質問は今後もしていただいてもいいかと思って聞いておりました。</p> <p>あとは、今のやり取りで、この質疑応答の中でセキュリティのことは、確かにこれまでもこの審議会の委員の中で、例えばデータのやり取りは暗号化しているのかとか、結構細かいことは聞いていたと思うのです。そういう確認事項をこの部会点検の中でしっかりやっていただくというのは、正に重要なことだと思うのです。今回で言う自己点検表の中に、セキュリティ対策はどうなっているのかという項目があると、そこが漏れなくなっていくと思いますから、そういう改善の仕方をデジタル・セキュリティ部会に要請していくというのが、この審議会の役割になると思います。終わってしまったものを改善するというのは難しいですが、次回の改善につなげていくというのが、この審議会の目的になるかと思っておりますので、そのように進めていきたいと思っております。</p> <p>では、引き続き御質問を伺えればと思います。御質問はありますか。</p>
安田マリ委員	<p>まず、最初にデジタル・セキュリティ部会についてです。今、御回答の中で職員の方々を中心として部会を構成しているということで、その類型表ができるメリットなどをお聞きしたのですが、一方で、自分たちだけで取り扱っていると何かあったときに、そういうことはもちろんないと思うのですが、隠してしまったりとか、そういうリスクがないとも限らないと思うのです。そういう意味での外部の方のメンバーはいらっしゃらないということなのでしょうか。その確認をまずさせてください。</p>
情報管理課長	<p>今の御質問ですが、内部の組織については、そもそも外部の方が参加していただくことができない会議体ということになっています。この部会については、これから個人情報をこういうことで取り扱うという前に、各所管から必ずこの部会に上げてくださいということを全庁に周知徹底をしております。それをやらないと駄目ですよという仕組みになっておりますので、今言ったような何か隠してしまうとか、そういうことはないと考えています。</p>
安田マリ委員	<p>2つ目が、これも基本的な御質問です。現時点で自己点検に関する統一基準はあるのでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>自己点検については、自己点検表の根拠として、個人情報の保護に関する安全管理措置等基準を定めました。本日の関係法令の資料の中にも、安全管理措置等基準を入れさせていただいております。そこに自己点検に関する</p>

	<p>る規定が定められており、それを基に自己点検表を作っています。自己点検表については、昨年度の第5回の審議会に諮問させていただいて、御了承を得たものと認識しております。</p> <p>自己点検表については、本日も参考資料で配布させていただきました。今後も審議会での議論、御意見、あとはデジタル・セキュリティ部会での議論等を踏まえて、改良・改善をしていくことを想定しています。この自己点検表については、改訂を加える場合には、審議会への諮問を要するという立て付けにしておりますので、今後、自己点検表の項目内容とかレイアウトに大きな修正を加えていく場合には、審議会にお諮りしていくこととなります。</p>
安田マリ委員	<p>3つ目が、業務によって、民間事業者に委託するものとそうでないものがありますが、その辺は何か統一基準や要件というのがあるのでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>業務によって、委託するものとししないものがあると思います。委託するしないの判断自体は、その業務を行う所管の判断ということになりますが、我々が自己点検する中で関連するものとしては、委託する場合は外部委託に係る自己点検表を使って点検することとしています。</p>
会長	<p>他に御質問はありますか。</p>
堀部やすし委員	<p>先ほど会長から、デジタル・セキュリティ部会の重要性についてお話をいただきました。大変よく分かりました。このデジタル・セキュリティ部会ですが、本日お配りいただきました関係例規を見ますと、安全管理措置等基準の第37条に記載があります。そこを読みますと、デジタル・セキュリティ部会設置要領を定めていると。3月31日に定めたということで、こういうものがあるのだということをごここで初めて知ったわけですが、本日の関係例規の中に、デジタル・セキュリティ部会設置要領についての記載がありません。本日の報告第1号は、デジタル・セキュリティ部会についての議論をするということですので、デジタル・セキュリティ部会がどのような形で設置されているのか、また、設置要領がないと基本的なところから議論ができないように認識しています。事務局として何か補足説明や、設置要領を是非皆さんにお配りいただくか何かしていただくことが必要だろうと思いますが、見解を伺ってよろしいでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>今、堀部委員に御指摘いただいたように、デジタル・セキュリティ部会は、デジタル・セキュリティ部会設置要領をよりどころとしております。本日は申し訳ありません。その資料はお手元にありませんが、資料については審議会が終わった後、速やかに皆様に共有させていただきたいと思えます。要領の内容としては、これまでのお話の中でも申し上げた、委員構成は区の職員から成るといふところと、セキュリティの自己点検について取り扱っていく部会であるという目的を定めた要領となっておりますが、こちらについては速やかに、資料を皆様に展開させていただきます。</p>
堀部やすし委員	<p>要領がないので、どういうことなのかよく分からないのですが、報告第1号の部会開催に係るスケジュールを確認しますと、案件が提出された後</p>

	<p>に事前協議が2回ほど行われていて、その後部会開催となっています。この事前協議というのは当然、要領に何らかの記載があるかと思うのですが、どういう趣旨でこういったメンバーで、どういう手続として規定されているものなのですか。</p>
情報管理課長	<p>事前協議については、今回は複数の業務を記載させていただいていますが、いきなり部会に上げるのではなく、まず事務局の職員、あとは、個人情報保護の実務に明るい職員の中で、各所管から上がってきた業務について、その時点で所管は自己点検表を作り始めておりますので、その内容を職員の中で点検して、セキュリティ部会にそもそも上げられる水準になっているか内容について協議をしています。部会で一から審議するというのも効率的ではありませんので、事前点検の中でこういった情報が本当に必要なのか、この事業はどういったスキームなのかを把握するためです。先ほどセキュリティの話もありましたが、セキュリティはどのように担保されているのか等議論を深めて、自己点検表の内容も深めた上でセキュリティ部会に上げるという前段としての位置付けです。</p>
堀部やすし委員	<p>そうすると、これは要領上に定められた手続ではないということですか。要領に設置されている部会のメンバーとは全く異なる方が、ここで事前審査のような協議をされていると、そういうことなのでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>事前協議については、要領に記載はしておりません。あくまでも事前協議というところで、事務局のメンバーは変わりません。事前協議の中には庶務担当の課長、管理職は入ってきませんが、事務局と個人情報の実務に明るい職員の中でやっているというところです。この事前協議も、実際に行うスケジュールも自己点検表が所管のほうである程度書き上がったからということもあったり、諸々ありますので、そこは部会とは別に複数回実施しております。</p>
堀部やすし委員	<p>そうしますと、今回、部会に報告のあった自己点検についていろいろ記載がありますが、これは、あくまで部会開催の中で指摘された事項であって、事前協議の中で指摘されていた内容は、ここには入っていないと。事前協議では既に一定程度まとめられたものが部会に提出され、部会で指摘を受けた内容が部会点検の要点に記載されていると、こう受け止めればよろしいのでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>本日の資料については、セキュリティ部会の中での委員の方からの御意見又は所管の対応に関する発言をまとめさせていただいたものです。</p>
堀部やすし委員	<p>いろいろ見ておきますと、部会点検の要点でいろいろな意見が付いております。この意見が付いたことについて、必ずしも結果に明確になっていないものが幾つかあるのですが、これはどう受け止めたらよろしいのでしょうか。意見は出たけれども、その意見は反映されているのか反映されていないのか分からないものが、例えば参加型予算の件もそうですし、エコチャレンジの件でもそうなのですが、どう解釈すればよろしいのでしょうか。</p>

情報管理課長	例えば、今回の複数の業務の中では、個人情報の登録簿の中に、こういった記載が漏れているとか、あったほうがいいのではないかとといったものもあって、登録票を修正したというところもあります。ただ、資料上、意見があって、現時点でどのような修正というか反映がなされたのかというのは、少し見えにくい部分もあるかと思しますので、そこは記載の仕方等を今後、工夫していきます。
堀部やすし委員	少し記載に分かりにくい部分がありますので、今後、御留意いただければとお願いいたします。
会長	他に御質問はありますか。
浅見雄輔委員	2点だけ質問させてください。まず、収入・支出に関する業務で、これは外部委託ではないかというところで挙げられたのだけれども、外部委託ではないということで終わったということなのですが、どういう理由で外部委託ではなかったという結論になったのかというのを教えていただけたらと思います。
情報管理課長	外部委託という手続の帳票は要らないのではないかと結論になったということなのですが、こちらについては意見の中で、区とシステム業者の間の契約については、インターネット上で口座振替の申込みができる環境を用意する事務的な委託契約ということで、口座振替業務そのものを委託しているものではないということと、口座振替依頼書を金融機関に提出することを区の業務として行っているという前提がないのであれば、外部委託という手続は不要ではないかという意見等があって、外部委託の手続きは不要であろうという判断になりました。
浅見雄輔委員	もともと区がやっていたことを外部の業者にお願いするのが外部委託ではないと。これは意見になってしまうからいけないと思うのですが、どういうロジックで個人情報の取り扱いを外部に委託していることではないという判断に至ったのかについて、もう一度ご説明いただけますか。
情報公開調整担当係長	口座振替を依頼するというのは、区民の方が直接金融機関等に、私の口座から引落しにしたいから、お願いしますという行為であって、区に提出して、区が金融機関に持っていくということを経口で受け取っているということもあるのですが、基本的には区の業務としてやっているわけではないということが1つ。そして、今回はシステムを構築することをシステム業者をお願いしたのであって、区民の口座振替依頼書を金融機関に提出し、照合することを委託したのではないということがもう1つ。これらのことから、個人情報の取扱いを委託したわけではないという判断になったということです。
浅見雄輔委員	もう1つは、先ほど安田委員からも出たと思うのですが、部会あるいは先ほどの堀部委員から質問のあった事前協議に提出されているものはもちろん審議の対象になるということなのですが、本来は提出すべきものなのに提出されなかったというのは、どのようにチェックするシステムになっ

	<p>ているのですか。先ほど課長は、絶対にそういうことはなくて厳しく指導していますとおっしゃっていましたが、それでもやらない人がいる可能性も考えられますが、それは、どういう組織的なシステムで浮び上がるようなものになっているのですか。</p>
情報管理課長	<p>今の御意見としては、事務局からは、全庁的に新たに個人情報を取り扱うときは部会に掛けなければいけないから、自己点検表を作ることを周知徹底しているけれども、それを忘れてしまった場合ということですよ。そこは、我々も粘り強くというか、定期的に周知を掛けていくしかないと思っています。ただ、これまで審議会場で審議は長年やってきているわけなので、個人情報を扱う場合は、審議会に掛けなければいけないのだという認識をほとんどの職員が持っています。ですので、今年度からはセキュリティ部会という所が変わるけれども、引き続き新たに個人情報を扱うような案件が予定されているのであれば、今度は部会に報告してくださいというアナウンスをしています。これまでの経緯等を踏まえれば、そこで漏れが出てくる可能性はほぼないと考えています。</p>
浅見雄輔委員	<p>では、抜き打ちの監査をすとか、そういうことは予定していないということですか。</p>
情報管理課長	<p>どの部署でどの事業を実施する予定ということも、把握がなかなかしにくい面もありますので、そこは我々のほうから積極的に、漏れないように手続してくださいというアナウンスを行っていくことが基本かと理解しています。</p>
会長	<p>浅見委員の最後の御質問のことで言えば、従来と今年度以降は変わりはないということですよ。従来、所管課が審議会に諮っていましたが、所管課自体が審議会に諮らないという漏れがあったかといえば分かりませんが、なかつたとは思っていますが、それと同程度で、審議会に諮るのかデジタル・セキュリティ部会に報告するのかというのは、所管課が主体的に行うことなので、その漏れのチェックというのは従来もしていないので、それとは同程度というところだと思うのです。この方式になったから、そこが従来に比べて何か悪くなるということはないと思います。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。基本的には質問が主にはなるのですが、御意見などがあれば御意見も伺いたいと思います。御意見はありますか。大丈夫ですか。では、これは今回から初めての取組になりますので、ちょっと不慣れな所もあって恐縮でしたが、今後も引き続きこういう形で改善に努めていければと思います。では、報告第1号は了承といたします。なお、ただいま了承いたしました報告第1号については、個人情報の取扱いに係る個別類型的な案件に当たる可能性について留意していただきましたが、これ以降の案件については、特にそういう法律上の制約はございませんので、自由に御質問や御意見を個別に頂くことができます。</p> <p>それでは、報告第2号から報告第5号について、事務局から説明をお願いいたします。</p>

	報告第2号 報告第3号 報告第4号 報告第5号
情報システム担当課長	(案件について説明する。)
情報管理課長	(案件について説明する。)
会長	ただいまの説明について、御質問をまず伺いたいと思います。御質問はありますでしょうか。
奥山たえこ委員	個別の案件について御説明はしませんけれども、区長が代わってから、過去に公開請求したら出てこなかったもの、黒塗りだったもの出てきたとか、そういうケースを幾つか聞いています。そういうふうな姿勢が変わったということは、これからは非公開の分が減っていくということになるのでしょうか。また、そのことに関して職員の方の手間が増えたりすると申し訳ない気もするけれども、忌憚のない御意見を伺えればと思います。
情報管理課長	まず非公開の件数というところですが、こちらについてはどういった請求内容かというところもあるので、一概に言えないところはございます。ただ、全体的にと言いますか、令和4年度からは、特に区が持っている情報については区民の方に原則公開をしていく。あるいは、情報公開請求制度とは少しずれますが、情報について積極的に発信をしていくというところをスローガンに全庁に周知徹底をしているところです。情報管理課としましても、区の職員には各種の研修であるとかいろいろな説明会があるような機会には、このところは強く言っているところでもございますし、各所管が情報を持っていますから、庁内の各所管がこのことを肝に銘じてもらって行動に移していただかないと、なかなか我々としても、その交渉から始まると実際に苦しいところがあります。ただ、少しずつ庁内の雰囲気も、出せるものについては情報はどんどん出していきたいと思いますという意識がより上向きになってきているという実感は持っています。我々としても全庁の気運は今後もより高めていきたいと。やはり情報公開請求においては各所管が情報を持っていますので、所管が頑張ってくれないと我々も困ってしまいますので、そこはしっかりと今後も取り組んでまいりたいと考えています。
会長	ほかに御質問はありますでしょうか。
安田マリ委員	4つございます。1つ目が、令和5年度の区政計画書の中で情報公開制度の運用に関し、情報公開条例第6条第1項各号に定める公開しないことができる理由の適用について、これまで以上に厳格に判断することが示されています。この判断基準を改めて御教示いただきたいということ。あと、こうした情報公開条例運用の厳格化に伴いまして、この令和4年度の非公開が不存在と不存在以外を含めて47件となっています。これが今年度は減るといふふうに考えていいのか、どうなのか、その辺りをお聞かせください

	い。
情報管理課長	1点目の非公開の判断基準というところですが、こちらについては情報公開条例の中に非公開となる場合について記載がございます。例えば事業者の事業活動に関する情報であるとか、行政執行情報であるとか、そういったものが典型的に挙げられますが、例えば、これも情報公開請求の案件によっていろいろ内容も違いますので一概には言えませんが、それぞれの非公開事由を適用するとしたときに、例えば事業者の情報であれば、これは我々事業者のノウハウだから出せませんということを所管の部署を通じて事業者から我々にくることがございます。ただ、それは情報を見たときに本当にそうなのか。これを出されるとデメリットが本当にあるのか。公開した場合に、本当に著しい支障があるのかどうか、そういったところを確認するのが大事だと思っていますので、我々も職員に研修なり周知をする際には、本当に非公開情報足り得るのか、厳格な判断をしっかりとしてくださいということ徹底しているところです。
安田マリ委員	非公開となる件数は減るかどうかが、どのように見ていらっしゃいますか。
情報管理課長	非公開決定についても先ほど他の委員にも申し上げたとおり、公開請求の内容いかんによりますので何とも言いにくいところはあるのですが、ただ、全体として情報は原則公開ですと、非公開情報は本当にそうなのかちゃんと判断してくださいということ徹底していくことによって、公開できる範囲、件数を、結果的に増やしていくことになるよう取り組んでまいりたいと考えています。
安田マリ委員	そうしますと、厳格に判断するというのも職員さんのほうで判断していくということで、仕組みとして何かそれを担保することではないという認識でよろしいでしょうか。
情報管理課長	情報の全体を見ながら、本当にここは隠すべきかどうかの判断というのは、職員がしっかりとやっていくしかないのかなと思います。少なくとも機械に任せられるような話ではないと現時点では認識しています。
安田マリ委員	承知しました。最後の質問になりますが、情報公開請求の取下げについてです。情報公開請求をしたことがある人から、情報がないので取り下げますかという対応が何度かあったと聞きました。そのようなアプローチで本当にいいのかどうか、その辺の見解をお伺いしたいと思います。
情報管理課長	ここの取下げというのいろいろな場合があると思われます。情報公開請求をしたけれども、自己情報開示請求をしていただいたほうがいいですよということを御案内する場合もございますし、あと、例えば電子申請か何かで区にも、一旦、情報公開請求は来たものの、その内容を見たときに、これは区ではなくてほかの機関、例えば国や都といった所が持っている情報ですよという御案内をした結果、区で請求をする意味がないので取下げをしてもらったということもございます。いずれにしても窓口の職員は、取下げに至る場合も当然ありますけれども、なるべく丁寧に御案内はさせ

	ていただこうと取り組んでいるところです。
会長	他に御質問はありますか。
堀部やすし委員	報告4の情報公開制度の実施状況について確認したいと思います。審査請求がかなり出ています。そして、審査請求については以前からですが、処理が滞留している状況にあります。現在の状況はどうでしょうか。未決となっているもので最長期間に及んでいるものは、大体どれぐらいの期間になっているのか確認したいと思います。
情報管理課長	審査請求につきましては、今、最長となっているものを申し上げますと、4年半を超えるものがまだ存在しています。こういった長期の案件については、ここ数年の間、今年度も、平成29年のものだったかと存じますが、審査請求が完結していなかったものを完結していきまして、手元に詳細な資料がなくて恐縮ですが、今は平成30年度のものが一番古かったかと思えます。我々としまでも速やかに処理ができるよう、関係する方との調整等もございますけれども、そこは速やかに処理をしていきたいと思えます。最近の審査請求で言いますと、ここ2、3年ぐらいに審査請求が来ているものについては、時間をかけることなく処理を進めているところでございます。
堀部やすし委員	そうしますと、5年を超えていたようなものは処理されているけれども、依然として4年半ぐらいかかっているものがあるということです。法の趣旨を考えると、1年、2年を超える状況でも大変な問題であろうと認識していますが、この点はいかがなかなのか。それから、以前より審査に当たっては標準処理期間を設定して、審査請求された方に不利益が及ばないようにしていただきたいと願っていますが、検討状況について確認をいたします。
情報管理課長	標準処理期間ですが、こちらについては我々としても審査請求がされて、それが滞留している状況というのは好ましくないと考えています。我々も課題として認識しているところですので、今後、検討を進めていきたいと考えています。
堀部やすし委員	鋭意検討していただいて、1年かかるということでは大変問題ですし、最近はそれですと訴訟も早く決まって判決が出るということですから大変問題意識を持っています。参考までにお伺いしたいのですが、審査請求を出さず、一度、非公開決定などをした行政処分を自主的に執行機関のほうで変更する、公開をするようにした件数は、例えば昨年度で言うとなん件かあるかと思いますが、この点はどうなっていますでしょうか。
情報管理課長	件数の詳細は把握していないのですが、そういった事例はあると認識しています。
堀部やすし委員	審査請求が積み上がることで、事務負担も重なると思えますので自発的に見直しをしていただき、審査請求によらずとも行政処分を変更して公開が進むように、事務局の皆さんには御努力を頂きたいと申し上げまして終わりとします。

会長	<p>今の堀部委員の最後の質問は御意見として取り扱うようにいたします。質問を継続いたします。</p>
小池めぐみ委員	<p>情報公開制度の実施状況の報告について、19 ページですが、先ほども課長から話があったように、情報公開を進めるように全庁的に取り組んでいるということで、数字を見ても、令和3年度の請求件数 452 件から、令和4年度は 403 件と数は少なくなっていますが、公開のほうは 45 件から 95 件と倍以上になっているということが分かります。</p> <p>その年によって請求内容、件数が違いますので、一概には言えないとは思いますが、分かる範囲で、これまで非公開であったものが、公開になったものとして多いと感覚的に結構ですので、分野別、所管に関係するところで、例えば、道路のこと、福祉のこと、教育に関する事など、今までは非公開のものが多かったが、情報公開を進めるという区長の提案によって進んでいる部分があれば教えていただきたいです。</p>
情報管理課長	<p>言い方が難しいところもありますが、例えば、今、思いっただけで挙げますと、教育委員会事務局で部活動に関する委託をしております、事業者からの報告書について情報公開請求がありました。これまでは活動の内容で、100 メートル走を何回走らせたとか、そういったものについても、非公開とした事例があり、そもそも何で隠す必要があるのかと、改めて判断することになりまして、そういったものは出していくという判断になりました。今後、同じような請求があれば、当然出していくことになります。</p> <p>また、指定管理業務の話ですが、例えば、指定管理事業者が区に、自分たちの会社は今年度、こういう活動をしました、区民の方に対するイベントを、こういうものを開催しました、こういったところを点検しました、修理しましたというような、いわゆる事業報告書みたいなもの、おそらく、定期的に出していただくような契約になっているのではないかと思います。これまでは非公開の箇所がほとんどだったかと思いますが、こういった資料については、当然、指定管理事業者、要するに区の契約です。大体がプロポーザルで選ばれた事業者で、そのプロポーザルに当然いろいろ提案をしているわけで、その提案の結果は、きちんとこういった取組をしましたよ、こういった所を直しましたよ、こんなふうに区民の方にイベントに来てもらいましたよと。それは何も隠すべき内容ではなく、むしろ、これだけきちんとやっているのですよということを証明する内容と言えるような観点もありまして、昨年度、こういった報告書はほとんど公開という形にしたかと記憶しております。ですから、こういった請求があれば、今後は一旦公開にして、また黒塗りに戻るといった不合理なことは基本的には起きないものと承知しておりますので、そういったものは今後も出していただくとうところを考えると、もしかすると徐々にというところはあるかもしれませんが、だんだんと公開の範囲は広がっていくのだろうという認識です。</p>

会長	ほかに御質問はありますか。
安田マリ委員	最後に1点お聞きしておきたいことがあります。こういった情報公開や報告第2号、第3号にもあるデジタル化に関して、職員さんの業務負担はどれぐらい増えている、もし増えているとすれば、そういったことに対する何か対策と言いますか、職員さんを増やすとか、何かそういうことがあるのかどうか、その辺りをお聞かせください。
情報管理課長	<p>今の業務負担の話については、まず、私のほうから、情報公開請求という言葉もありましたので、情報公開請求に対応する業務負担という視点にはなってしまいますが、お話をさせていただきます。</p> <p>情報公開請求があった場合には、公開請求を求められる範囲もそれぞれです。2枚、3枚の資料ということもあれば、数千枚という場合も中にはあります。それは、機械化が現状ではなかなか難しいところがありまして、請求を受け付けた段階で情報公開関係の職員が、情報を持っているであろう各所管にアプローチをして、対象情報の提出依頼と併せて、公開とすべきなのか、非公開とすべきなのか一次判断を依頼しています。当然、ここも人の判断ということになります。所管のほうで一次判断したものを、今度は情報公開関係で改めて見て、議論がまた始まるということを考えますと、公開請求のそもそもの件数と、請求の内容いかんではありますが、そこはなかなか今言うようなデジタル化、あるいはAIというような所が、現状では難しいところがあります。やはり、人の負担がどうしても出てくる性質の業務ですし、どこを公開とすべきか、非公開とすべきかというの、なかなか機械に任せられるものではないというところで考えますと、処理に当たっては人の力が大事で、以前あったような情報漏えいが起きないようにというところで、繊細な注意を払いながら、事務処理を行っていく必要がありますので、そこは私から言うのも何なんですけど、心身ともにヘビーさが要求されるような業務かとは思っています。ただ、一方で、その中でも事務のやり方は工夫できないのか、あるいは効率化できる側面はないかというところについても、我々は日々研究はしているところです。</p>
安田マリ委員	かなり御負担が増えていくのかと想像しながら、請求する側としては少し気になるところではありました。できれば何か仕組みとか、職員さんの業務が軽くなるような、何かそういった策も同時に考えていただければと思います。
会長	ほかに御質問はありますか。それでは、御意見があれば伺います。それでは、報告第2号から報告第5号は了承といたします。次に、諮問第1号について事務局から説明をお願いします。
諮問第1号	
情報管理課長	<p>国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検についてです。この案件については、資料はありませんので、口頭での御説明になります。</p> <p>まず、特定個人情報保護評価書というものについては、マイナンバーを</p>

	<p>含む個人情報ファイルは、保有又は変更する場合に、その取扱いに当たっては区が個人のプライバシーの権利利益の保護に取り組んでいることを宣言して、具体的な安全管理の措置を区民に説明するために、法令で策定が義務付けられているものです。その評価書の策定に当たりましては、事務処理の対象となる本人の数によりまして、いわゆるパブリックコメントの実施や、第三者点検というものが義務付けられております。</p> <p>今回、国民健康保険に関する事務について、都道府県、区市町村が連携している国保情報集約システムというものがありまして、今度、それがクラウドの環境で実施されるということになります。そのために特定個人情報保護評価書の再実施が必要となったものです。こちらについては、8月1日から8月末日までパブリックコメントを実施して、その結果を踏まえて、第三者による評価書の点検、つまり、本審議会が設置する特定個人情報保護評価第三者点検部会による点検も諮問させていただくというものです。</p>
会長	<p>ただいまの説明について御質問、御意見はありますか。それでは、本諮問については、内容が複雑で専門的であり、その適正さを確認するために、特定個人情報保護評価書案について、区民意見の聴取を行った後、特定個人情報保護評価第三者点検部会において検討し、その内容を第3回審議会にて部会からの報告を受け答申することといたします。なお、部会の運営については、私が部会長ですので、私に御一任いただきたいと思います。よろしいですか。これも、この審議会委員は傍聴可能ですよね。</p>
情報管理課長	はい。
会長	開催日時が決まったときには、全員に連絡が行くのでしょうか。
情報管理課長	皆様に御連絡をさせていただきます。
会長	<p>連絡が行きますので、御都合がつけば、是非傍聴していただければと思います。それでは、事務局は調整の上、部会を開催してください。よろしくをお願いします。</p> <p>次に、諮問第2号と第3号について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>諮問第2号 諮問第3号</p>	
情報管理課長	(案件について説明する。)
区民課長	(案件について説明する。)
会長	<p>ただいまの説明について御質問はありますか。続いて、御意見はありますか。どちらもないようですので、本諮問については、まずは細かくその適正さを確認すべきだと思いますので、住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会において確認を行い、その内容を、第2回審議会にて部会からの報告を受け答申することといたします。なお、部会の運営については、私が部会長ですので、私に御一任いただきたいと思います。よろしいですか。こちらも、日時が決まって連絡</p>

	<p>が行くと思いますので、御都合が合えば傍聴していただければと思います。それでは、事務局は調整の上、部会を開催してください。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、令和5年度住民基本台帳ネットワークシステム業務及び情報提供ネットワークシステム業務に係るセキュリティ運用計画等について、一般報告があります。事務局から説明をお願いいたします。</p>
一般報告	
区民課長	(案件について説明する。)
情報管理課長	(案件について説明する。)
会長	<p>ただいまの説明について御質問はありますか。それでは、御意見はありますか。それでは本件は了承といたします。</p> <p>次に、委託事業所サーバーのランサムウェアによる被害について、及びマイナンバーをめぐる一連のトラブルに関する報道について、一般報告があります。事務局から説明をお願いします。</p>
学童クラブ整備担当課長	<p>私からは一般報告、委託事業者サーバーのランサムウェアによる被害について報告させていただきます。資料の43ページを御覧ください。まず概要ですが、杉並区の学童クラブ事業11か所、放課後等居場所事業7か所の運営を受託している社会福祉法人福音寮が運用している一部のサーバーに格納されていたデータが、ランサムウェアにより暗号化されてしまう被害を受けたものです。</p> <p>次に経過ですが、5月30日の朝に当該事業者の職員がサーバー内のファイルが開けない異変に気付きまして、サーバー等の保守を行っている事業者に連絡を行い、状況の確認や対処を開始しました。その後、6月1日には本事案に関する連絡が区になされ、現在も感染経路や情報流出の有無などの調査を続けているところです。これを受けまして、区では6月7日の夕方、今年度両事業の利用登録をしている児童の保護者宛てに、区のメール配信システムにより本事案の内容をお伝えし、お詫びをするとともに広報課を通じ、報道機関への情報提供を行っています。</p> <p>次に、現時点で明らかになっている点としては4点あります。1点目、被害に遭ったサーバーは区の委託事業の運営に当たって、必要なデータを格納していたもので、データには利用者、職員等に関する個人情報を含むものがあります。ただ、マイナンバーや口座情報などは格納されていません。2点目、サーバー内の全てのデータが暗号化されてしまっています。3点目、リスク回避の観点も踏まえ、サーバー内の暗号化されたデータは、全て削除しています。4点目、現時点で個人情報を含む被害に遭ったサーバーのデータの外部流出は確認されていません。</p> <p>最後に、今後の対応ですが、現在も調査は継続中で、引き続き感染経路や情報流出の有無などの調査を進め、再発防止策を早急に取りまとめていきます。また、本事案に関しては、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、個人情報保護委員会に第一報を報告しており、7月下旬には改め</p>

	て報告を行う予定としています。以上、現時点での報告です。
情報管理課長	<p>続きます、こちらでも一般報告ですが、資料の44ページです。マイナンバーをめぐる一連のトラブルに関する報道について、御報告をさせていただきます。既に御承知の方も多いかとは存じますが、現在、マイナンバーと連携する健康保険証や公金受取口座誤紐づけ、違った人に紐づけてしまったというような事象などについて報道が多く行われています。このことを受けまして、区民の方からも本件に関する問合せというものが多数寄せられています。区では、この間、報道されているようなトラブルは現時点では発生していませんが、様々な事象について短期間で報道がいろいろされているというような現状から、区民の皆様の不安が払拭されるように、このトラブルの状況というものを少し整理をして、御報告をさせていただきます。</p> <p>資料の中ほどに表を置いています。こちらの一番左端の内容が主なトラブルの概要ということになります。まず1点目が、公金受取口座の誤紐づけということです。公金受取口座とはどのようなものを御説明させていただくと、数年前に10万円の定額給付金があったかと思いますが、今後また同様の臨時給付金のようなものがあつたときに、あらかじめ公金の受取口座を指定しておけば、通帳の写しや口座振込みの依頼書を出さなくてもそこに振り込まれていくというようなもので、振込みが迅速になるというところがメリットとしてはございます。</p> <p>公金受取口座の誤紐づけということで、右側の行を見ていただきますと、本人が家族の口座を紐づけたというような記載がありますが、例えばどのような事例かといいますと、今マイナポイントという事業を国が行っています。公金口座と紐づけると7,500ポイント、保険証と紐づけると、これも7,500ポイント、といった国のキャンペーンですが、お子様のマイナポイントの申請をしようと思って、その親御さんが、まだお子さんが銀行口座を持っていないから、親御さんの口座のほうに紐づけてしまった。これが全国で約13万件ほどと、6月22日時点の報道では言われています。</p> <p>なぜこんなことが起こるのかというと、そもそも国のシステムを使っているのですが、例えばお子様の申請であれば親御さんの口座名義、名前が違うからエラーが掛かるべきところとは思いますが、それが掛からないような仕組みになっていたというようなことが言われており、その申請する御本人や手続する親御さんだったり、何の悪意がなくてもそのようなことになってしまったというようなことで、件数が多いと言われています。</p> <p>その下に、自治体の支援窓口でのログアウト漏れと書いていますが、これはどのようなことかと言いますと、今、杉並区でもこの本庁舎、中棟の2階、エスカレーターを昇った所にマイナポイントの申請の支援窓口というものを開いています。例えばお客様としては、御高齢の方が比較的多くて、自分でスマホを持っていません。マイナンバーカードを取って、マイナポイント申請を試みたいけれども、やり方が分からない方を支援させ</p>

ていただく窓口を臨時的に設けています。その窓口で、職員はあくまでも支援をするという立場なのですが、これも国のシステムを使っていますが、例えばお一人お一人御対応をするときに、一人一人画面を開いて、その人が終わったら画面を閉じて、次の方と御案内をしてやっていくというのが決められた流れになりますが、これは人的なミスということになりますが、例えば前の方の手続で画面をきちんと閉じないまま、次の方の手続に入ってしまったって、手続が流れていってしまった。そういったことで、ほかの方に紐づいてしまったというような事象が起きているというようなことが言われています。これが748件ほどということです。

続けて御説明させていただくと、健康保険証の誤紐づけという項目がありますが、こちらについて区役所は、基本的にはここの業務に関して関与はしていません。あくまでも健康保険組合で、職員の方がシステムに入力をする際に単純な作業漏れ、作業ミス、間違いがあったものだと聞いています。

次のマイナポイントの誤付与というものも、先ほど申し上げた、前の方の手続が終わって、きちんと終えないで次の方に入ってしまったって、ほかの方に紐づいてしまったというような事象と理解しています。

障害者手帳の誤登録というものも報道されています。これは都道府県におけるデータ入力時の作業ミスということと言われています。

また、コンビニエンスストアでマイナンバーカードを使って、住民票などの証明書が取れるというようなサービスが今、始まっています。これも自分のものを取ろうとしたら、全く関係のない人のものが出てしまったと、何かあり得ないようなことが起きていますが、これも事業者のシステムに不具合があったことが原因だったようです。ちなみに杉並区はこの事業者とは違う事業者に依頼をしていますので、そのような不具合は起こっていません。この事象が起こった後に速やかに、そのようなことは大丈夫かというような確認はしていますので、今日に至るまでそういったことは発生していません。

最後に記載したのが、年金記録の誤登録というところで、こちら共済組合のデータ入力時の作業ミスというところです。国のシステムの仕様が少し不十分だったということもありますし、あとは自治体の支援窓口で、ログアウトの漏れでほかの方に紐づいてしまったというところで、いろいろ原因、要因は諸々ありますが、このようにまず整理をさせていただきました。杉並区でもし起こり得るとするならば、太枠で囲んだ自治体支援窓口での何がしかのヒューマンエラーということが考えられるのかなと思いますが、区としてはこのマイナポイントの支援窓口は、去年の6月末から開設をしていますマイナポイントの第2弾が始まったときと軌を一にしています、そのときから多数のお客様に御来庁いただいています。もう人数としては2万人を超えている数、多いときは1日に100人を超えることもあり、今は少し落ち着いてきまして、9月末がマイナポイントの締切期

	<p>限ということで、また少し駆け込み需要があるかもしれませんが、かなり多くの方に御対応させていただいたと考えていますが、このログアウトの漏れについては、窓口開設当時からこのリスクというのは把握をしています。そこはしっかり職員もやってきていますし、あとは窓口にいらっしゃったお客様にも、1点1点確認をさせていただきながら処理を進めているというところがありますので、上記のようなトラブルについては現時点では発生していないことを御報告させていただきます。</p> <p>今後については、国のほうも総点検をしていくなど、いろいろなことを考えているようですが、国の対応も、この取組を拙速に進めているようなところも今回の事象を招いたと言えなくもないのかなと、現場の職員も考えているところではあります。ただ、いずれにしても区民の方が安心して引き続きマイナンバーカードを御利用できるように、適切な御支援というのは引き続き実施させていただきたいと考えています。</p>
会長	ただいまの説明について、御質問はありませんか。
内山誠委員	時間がないので端的に申し上げます。学童クラブの関係でのデータの被害という報告ですが、これはよく分からないのですが、データが暗号化されて、それを消してしまったという報告になっています。これによってどういう被害が起こって、それをどう復旧させるかというのはこの報告の中に出てきていないかと思いますが、その点を教えてください。
学童クラブ整備担当課長	データの消去については、事業者のほうでデータが暗号化されてしまったということが分かった時点で、サーバー等の機器の保守をお願いしている専門業者に連絡をして、対処を開始しました。その中で、ウイルスによる暗号化がなされたのではないかということで、その事業者の対処の中でファイルを全て削除したということになります。これに関しては、区に報告前に削除したということで注意をしました。現在、改めて更に専門性の高い業者に、サーバーの解析を依頼しているという報告を受けていますので、その解析の結果が出次第、区に報告をするように求めているところです。
会長	ほかに御質問はありますか。
曾山恵理子委員	同じく学童クラブのほうのサーバーについてお尋ねしたいのですが、被害に遭ったサーバーというのは、単純なファイルサーバーだったのでしょうか。それともアプリケーションサーバーやWebサーバーのような形のものなのか、それによって失われたデータというものの被害が大きく変わってくるのかなとも思いました。その後、サーバーを変更するなど、セキュリティを強化するというようなことを対処されているのかどうかということもお聞かせください。
学童クラブ整備担当課長	まず、サーバーについては、ファイルサーバーです。次に、再発防止については、現状は、解析を行っている状態です。当該事業者のシステムについては、基本、外部から遮断して、我々もメールでのやり取りをしていないような状況にあります。原因が解析によりはっきり分かった場合は、

	<p>サーバー含めてシステムの再構築も考えているというような報告も受けていますので、今はまず解析の結果を待っているというような状況です。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。</p>
奥山たえこ委員	<p>まず、マイナンバー等の流出はされていないということなのですが、どのように保管していたのでしょうか。例えばスタンドアロンパソコンを用意していたなど、そういうことなのでしょうか。それが1つ。あと2つ、全部で3つ聞きます。バックアップファイルを暗号化されたと以前、私は伺っているのですが、何でそんなことになってしまったのでしょうか。これが2つ目です。それから3つ目ですが、多分、常時接続をしていたと思いますが、そうするとやはり、いろいろ侵入されるリスクが高まると思いますが、そういったことを避けることはできなかったのか。以上、3点をお尋ねします。</p>
学童クラブ整備担当 課長	<p>マイナンバーについては、事業者から、紙でコピーを徴収して、紙で管理をしているということで、あえてデータ化をしていないということで、サーバーの中には情報が含まれていなかったという報告を受けています。</p> <p>次にバックアップですが、これはサーバーのほうに外部接続という形で接続されていまして、御指摘のとおり常時稼働している状態でした。常時接続についてお話があったかと思いますが、事業所数も多いような状態で、サーバーの中に、ネットワークですから各事業所の端末があつて、各事業所ごとに使用する時間が違うなど、そういうところもあります。インターネットにつながっているということで、プログラムの自動更新を掛けていることもありますので、一般的には常時オンの状態で運用するというようなのかなとは思っています。ただ、今回こういったことがあったということですので、再発防止に向けてはバックアップの在り方が、どういう方法がよりリスクが少ないかということも含めて、検討していきたいと思っています。</p>
奥山たえこ委員	<p>今回この業者が、何かメールで開いてはいけないものを開いたのかどうか、それは分かりませんが、結構あり得ることなのではないかと思っています。ある程度の常識は皆さん持ってやっていきますから、普通に気を付けていてもこうなるのだらうと思うと、かなり難しいのかなと。ただ、バックアップについては、これは私の素人考えですが、サーバーとつなげておくのではなくて、全然別のハードディスクか何か用意しておいて、それだけを取ると。もちろんリアルタイムにはならないのだけれども、そういうリスクヘッジをしておくなど、どのくらいのデータ量になるか分かりませんが、そういったことの工夫など、いろいろ区のほうで考えられることを調べて何かアドバイスをしてあげるなどはどうでしょうか。というのは、この事業者さんはそんなに規模は大きくないと思うのだけれども、このぐらいのところは区ではいっぱい関与しているわけだから、次にまた事案が発生したということが出てきかねないと思っているので、区としても何とかできませんか。そのバックアップのことも含めてお願いします。</p>

<p>情報管理課長</p>	<p>今回の事案は一事業者で起こった事案ではありますが、おっしゃるように区の事業を行うに当たっては、いろいろ委託契約等を行っている実態はあると認識しています。庁内のセキュリティのレベルが一定程度の水準はあるとしても、ではその委託事業者がそれぞれのセキュリティ水準をどう高めていくかというところは、これはやはり今後の課題として認識しなければいけないと考えています。委託であれば当然、契約ということが土台になっていますし、そうであればもちろん区としても委託元として、事業者をある程度、管理・監督というところは必要かと思えます。契約ということになってきますと、どういう契約を結ぶかということになってきます。現在も個人情報を取り扱う場合の特記仕様書というものがあります。そこに一定のセキュリティに関する記述はあるのですが、ただ、今回のような事案を受けてということと、今回ランサムウェアということでしたが、このランサムウェアというものも、今、世界的に猛威を振るっていますが、これだけではなくて、全般的にどこまで求め得るのかということと、あとは当然、セキュリティ対策といっても、これだけやれば100%ということはある得ないのだろうという認識をしています。悪意を持つ者は、どんどん上回ったことを考える。そうすると、求めれば求めるほど、当然コストにも跳ね返ってくるような問題と、そのバランスの見合いというものもなかなか難しい面はあります。ただ、今回のこの事案に関しては、今、原因究明を進めているということもありながら、併せて再発防止対策ということも進めていく中で、今後、外部のセキュリティ水準をどう担保し向上していくかということについては、関係部署とも一緒に考えていきたいと考えています。</p>
<p>会長</p>	<p>最後のものは御意見ということで承っておきます。では、手を挙げた順で小池委員、それから宇田川ゆうじ委員の順で聞いていきます。</p>
<p>小池めぐみ委員</p>	<p>マイナンバーカードをめぐる一連のトラブルなのですが、デジタル庁のほうでもいわゆる自主返納が先月1か月で約2万件あったという発表があります。ほかの自治体でもカードの自主返納の数が、トラブルが明らかになってから増えているという報道もあります。杉並区の自主返納の状況を教えてください。遡って、トラブルの報道がある前からお願いします。</p>
<p>情報管理課長</p>	<p>まず、マイナンバーカードの返納については、区民の方に返納届という書式を区民課に出していただく、そこで手続をしてもらうという必要があります。事務局のほうで、今回の事案もありましたので、所管から最新の数値を確認しています。それを申し上げるような形にはなりますが、令和5年の1月からの数値になってしまって恐縮ですが、返納届の数を報告します。</p> <p>事前にお話しておきたいのが、返納届については書式の中に理由にチェックを入れる欄があります。これは例えば区民の方が国外転出、海外に行ってしまう、その場合マイナンバーカードは失効してしまいますので、それにチェックを入れる項目があります。あとは、継続利用という項目があ</p>

	<p>ります。例えば日本国内で杉並区から別の自治体にお引っ越しをする。今度、引っ越し先の自治体で決められた日数間にマイナンバーカードの継続のお手続をしないと、カードが失効してしまう仕組みとなっています。それで返納というようなチェック欄が1つ。ほかにはその他欄というようなチェック欄があります。</p> <p>今回、自主返納ということでその他欄にチェックが入った件数をお伝えするのですが、あくまでもその他欄にチェックが入っているというところで、ただ、それが今回のマイナンバーのトラブルによる返納のものなのか、もちろんそういったものもあるでしょうし、たまにマイナンバーカードの自分の写真の写りが気にいらず、変えたいという方も実際におられます。その峻別はできないということを御了承の上、御説明をさせていただきます。</p> <p>令和5年1月の返納届は3件あります。その他欄の記載が2件、3件中2件。2月については、4件中4件がその他欄。3月については、8件中7件。4月については、5件中3件。5月については、8件中6件。6月、この辺りから報道がされたと思いますが、6月が27件中22件。7月については7月10日までの数字にはなってしまいますが、21件中16件ということです。</p>
小池めぐみ委員	<p>ありがとうございます。報道がされる前から比べると、理由は分からないにしてもかなり増えているということだと思います。このカードを返納しても、マイナンバー制度の下で個人情報が残ったり、返納したことでできなくなること、マイナポータルの中で使えなくなるものということも、まだまだ周知が足りていない部分もあると思います。やはり不安を抱えている区民が多くなっているというのは事実だと思いますが、これからも区としては今後も、このマイナカードの取得を促していく方向で進めるのでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>マイナンバーカードの取得については、法律上任意ということになっていますので、法の立て付け上は、強制ではないという認識です。区民の方については、マイナンバーカードを作りたいという方ももちろんおられますので、そこは丁寧に御対応させていただく必要はあります。ただ、他方で今回のマイナポイントの対応で我々であったのが、2万円分のポイントがもらえますということで、こういったものかよく分からずに聞きにこられる方もいらっしゃいます。そういった方については、そのカードがどういふものなのか、そこは丁寧に説明をさせていただいて、それぞれの方が御自身の判断で、しっかりと知識の下に取得をしていただけるようにということで我々としては考えています。</p>
宇田川ゆうじ委員	<p>ランサムウェアの被害について、お尋ねしたいと思います。今回の事業者におけるランサムウェアの感染から杉並区への報告までに、5月30日、事象確認、サーバー保守業者へ連絡。確認作業を経て6月1日に連絡ということで、報告までかなりの時間を要していると考えます。これは多分、</p>

	<p>個人情報扱う全ての事業所様に対してなのですが、今後ランサムウェアなどの被害が疑われると判断した時点で、速やかに区に報告するよう杉並区として指導されているのかということと、あと、今後ランサムウェアによる被害を受けた場合の体制について、今回は学童クラブの部署で発生しましたが、横断的に何か体制を作るなどということ、今いかがお考えかということをお聞かせいただければと思います。</p>
情報管理課長	<p>今回の対応を受けてということもありますが、やはり区に対する報告は速やかにしていただく必要があるということで、今回の事案が判明した後、全庁には、今回のこのランサムウェアの感染を受けまして、各所管でも委託契約を行っている場合があると思いますので、その委託先について、今回こういう事象が起こったので、それぞれの社内でセキュリティ対策が我々との契約上きちんとなされているか、ランサムウェアのようなものに対するセキュリティ対策について確保されているということ、各所管できちんと確認をしていただくようにということを周知しました。</p> <p>併せて、ランサムウェアという攻撃が一般的にどういう手法で行われるかという情報、メールの添付ファイルやメールのリンクなど、あとは業務と関係のない Web サイトを閲覧してしまったというようなことのぜい弱性を狙ってくるというようなことが、基本的なことなのですが、そこで感染するということもまああると認識していますので、これを踏まえて不用に添付ファイルを、不審なものは開かないなど。あとは、業務に関係しないような Web サイトは見ないでくださいというような、基本的だと思いますが、基本的なことの周知というのがやはり大事だと思っていますので、そういったことを徹底しています。</p>
会長	<p>では、続きまして、御意見はありませんか。特になければ、本件は了承とします。本日の議題は以上となります。最後に事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p>
情報管理課長	<p>本日、確定しました令和4年度第5回の会議録を今、事務局からお配りしています。オンライン参加の方については、後日、事務局から送付をさせていただきますので、御了承いただければと思います。</p> <p>次回の開催ですが、次回の審議会は10月下旬から11月上旬を予定しています。また詳細な開催日程については、1か月前をめどに通知等でお知らせをさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。</p>
会長	<p>それでは以上で、令和5年度第1回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了します。本日は御協力いただきありがとうございました。</p>